

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業における質問書(第一次受付期間分)に対する回答

番号	質問	回答
1	<p>小・中学校は「パッケージ」との事ですが、小学校16校及び中学校8校の内、選定状況では、例えば小学校8校+中学校2校を「パッケージ」と考えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>否。 小学校での提案を行う場合は、16校全ての学校での提案をお願いします。同様に中学校での提案を行う場合は、8校全ての学校での提案をお願いします。 (1事業概要 (3)事業内容 ア事業提案できる施設 参照)</p>
2	<p>(条件において)平成27年3月末日までに太陽光発電事業開始とされていますが、複数施設をまとめて1事業として提案した場合、例えば50%以上の施設で売電事業が開始していれば、翌年度に残りを実施する計画を提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>否。 複数の施設への提案であっても、原則として、平成27年3月末日までにシステムの設置及び事業の開始をお願いします。例外は、市の都合で事業の開始が遅れる場合に限りです。 (1事業概要 (5)条件等 サ 参照)</p>
3	<p>企画提案書の提出時、屋根の概要から設置可能と判断した施設について、詳細設計を行った時点で、提案時想定できなかった補強工事や工事の困難性が判明した場合、当該施設を計画から除外することは可能でしょうか。</p>	<p>条件付可。 事業予定者として決定した後に、施設を除外することは原則として認められません。 ただし、相当の理由等を記載した書類を市へ提出し、承認を受けた場合は、この限りではないものとします。</p>